

島本町規則第19号

島本町景観審議会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、島本町景観条例（令和5年島本町条例第7号）第26条第2項の規定に基づき、島本町景観審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 審議会の委員（以下「委員」という。）は、8人以内とする。

2 委員は町長が委嘱し、構成する委員の具体的な人数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 学識経験を有する者 3人以内
- (2) 住民 2人以内
- (3) その他町長が適当と認める者 3人以内

(委員の任期)

第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第4条 審議会に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選によ

ってこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見等の聴取)

第6条 審議会は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(検討部会)

第7条 審議会は、必要に応じて検討部会を置くことができる。

2 検討部会に属する委員は、会長が指名する。

3 検討部会に部会長を置き、会長が指名する委員がこれに当たる。

4 部会長は、会務を総理し、検討部会を代表する。

5 部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、あらかじめ部会長の指名する委員が、その職務を代理する。

6 部会長は、検討部会における審議の状況及び結果を審議会に報告する。

(庶務)

第 8 条 審議会及び検討部会の庶務は、都市創造部都市計画課において処理する。

(その他)

第 9 条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和 5 年 1 0 月 1 日から施行する。

(任期の特例)

2 この規則の施行後最初に委嘱される委員の任期は、第 3 条第 1 項本文の規定にかかわらず、同項本文に規定する期間の範囲内で町長が別に定める。